

平成23年度 第5回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会

介護保険分科会

2 第5期介護保険料について

1 第5期介護保険事業計画における事業費の見込み

介護サービスの利用見込みを基に、平成24～26年度の保険給付費を約2,353億円、地域支援事業費を約67億円、合計で約2,420億円を見込んでいます。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
保険給付費	736億円	778億円	839億円	2,353億円
地域支援事業費	19億円	23億円	25億円	67億円
介護予防事業	6億円	7億円	8億円	21億円
包括的支援・任意事業	13億円	16億円	17億円	46億円
計	755億円	801億円	864億円	2,420億円

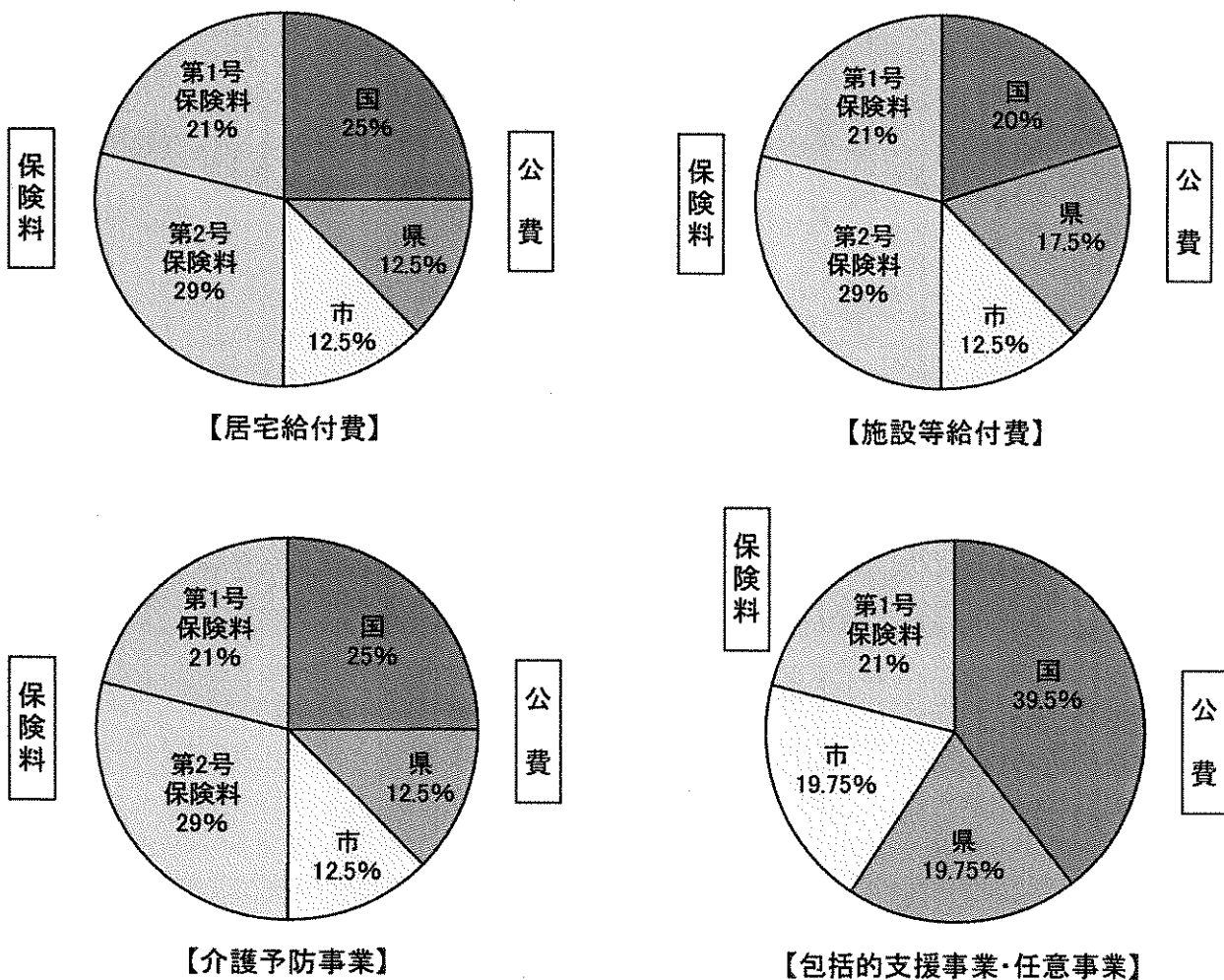
2 保険給付費等の負担割合

介護保険のサービスにかかる費用は、利用者の1割負担を除いて、残りの9割が保険から給付され、その財源は、保険料と公費（税金）で賄われています。

公費は国、県、市で負担し、保険料は第1号被保険者及び第2号被保険者で負担します。

このうち、第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料で負担する割合は、平成24年度から第2号被保険者（40～64歳の方）との人口比により21%となります。

【 介護給付費と地域支援事業費の負担割合 】



3 第1号被保険者の介護保険料（平成24～26年度）

平成24～26年度の第5期介護保険料の設定にあたっては、国の基本的な考え方に基づき、負担能力に応じたきめ細かな保険料負担段階とするとともに、保険料の上昇を抑制するため財政安定化基金等を活用します。

(1) 負担能力に応じた保険料負担段階の設定

① 特例第3段階の新設

現行の第3段階（世帯全員が市民税非課税で年金収入等が80万円超の人）のうち、年金収入等が120万円以下の人について、新たにより低い保険料段階を設定します。基準額（第4段階）に対する負担割合は0.7とします。

② 特例第4段階の継続

現行の特例第4段階（本人が市民税非課税で同一世帯に市民税課税者がいる場合で、年金収入等が80万円以下の人）を第5期においても継続します。

③ 第10段階の新設

負担能力に応じた保険料賦課の観点から、本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上の人について、新たに第10段階を設定します。基準額（第4段階）に対する負担割合は2.1とします。

(2) 福岡県財政安定化基金の取り扱い

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法を改正し、都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩すことが可能となりました。当該基金を取り崩したときは、保険料率の増加の抑制を図るため、その取り崩した額の3分の1に相当する額を市町村に交付することとされています。

福岡県からは、福岡県財政安定化基金の取り崩し分のうち約3億円が本市に交付される見込みであり、この交付金を第5期介護保険料の上昇の抑制に充当します。

(3) 介護給付準備基金の取り扱い

国の基本的な考え方として、第4期までの介護保険料の剰余（介護給付準備基金に積立）は、第5期計画期間に歳入として繰り入れ、第5期介護保険料の上昇抑制に充てることが一つの考え方であるとされています。さらに、各保険者（各市町村）においては、介護給付準備基金の積極的な取り崩しを検討いただきたいとされています。

このことから、本市が設置している北九州市介護給付準備基金のうち介護保険財政の運営上必要最低限の金額を残し、それ以外の金額は取り崩して第5期介護保険料の上昇の抑制に充当します。

(4) 第1号被保険者の第5期介護保険料（基準額）の算定

第1号被保険者の介護保険料は、保険給付費・地域支援事業費を基に決定されます。このため、保険料は介護サービスの利用量等に応じて決まることとなります。

第1号被保険者が負担する費用等から算定した額をもとに、福岡県財政安定化基金や北九州市介護給付準備基金を活用することで、第1号被保険者の第5期保険料（基準額）は、月額5,270円となります。（福岡県財政安定化基金交付金と北九州市介護給付準備基金の合計約25億円の活用により、合わせて293円の引き下げとなります。）

【第1号被保険者保険料（基準額：月額）の算定方法】

(3年間の保険給付費・地域支援事業費の見込み) × 第1号被保険者の負担割合 (21%)

負担割合で補正した3年間の被保険者数

÷ 12月

(第5期介護保険料の設定イメージ)

◆ 第4期(平成21~23年度)の保険料段階

負担割合	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階 (特例段階)	第4段階 基準額	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
	0.5	0.6	0.75	0.9	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0
	世帯全員が 市民税非課税		本人が 市民税非課税		市民税課税の人					
	生活保護受 給者等	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金 額147万円 未満	合計所得金 額147万円 以上200万 円未満	合計所得金 額200万円 以上300万 円未満	合計所得金 額300万円 以上400万 円未満	合計所得金額 400万円以上
第4期保険 料(月額)	約2,230	2,670	約3,340	約4,010	4,450	約5,120	約5,570	約6,680	約7,790	8,900

◆ 第5期(平成24~26年度)の保険料段階

負担割合	第1段階	第2段階	第3段階 (特例段階)	第3段階	第4段階 (特例段階)	第4段階 基準額	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
	0.5	0.6	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0	2.1
	世帯全員が 市民税非課税		本人が 市民税非課税		市民税課税の人							
	生活保護受 給者等	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円 以下	年金収入 等120万円 超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金 額147万円 未満	合計所得金 額147万円 以上190万 円未満	合計所得金 額190万円 以上300万 円未満	合計所得金 額300万円 以上400万 円未満	合計所得金 額400万円 以上600万 円未満	合計所得金 額600万円 以上
第5期保 険料(月 額)	約2,640	約3,170	約3,690	約3,960	約4,750	5,270	6,060	約6,590	約7,910	約9,230	10,540	約11,070
第4期との 差額	約410	約500	約350	約620	約740	820	約940	約1,020	約1,230	約1,440	1,640	約2,170

【第5期の変更点】
・特例第3段階の新設
年金収入等120万円以下の
段階を設け負担を軽減する。

継続

【第5期の変更点】
・第10段階の新設
合計所得金額600万円以上の
段階を設ける。

【 第 1 号被保険者の第 5 期介護保険料（平成 2 4 ～ 2 6 年度） 】

段階	料率	対 象	年間保険料額 (月額)
第 1 段階	基準額×0.5	生活保護受給者等 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の人	31,620 円 (約 2,640 円)
第 2 段階	基準額×0.6	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と 課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	37,940 円 (約 3,170 円)
第 3 段階 (特例段階)	基準額×0.7	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と 課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円 以下の人	44,260 円 (約 3,690 円)
第 3 段階	基準額×0.75	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と 課税年金収入額の合計が 120 万円超の人	47,430 円 (約 3,960 円)
第 4 段階 (特例段階)	基準額×0.9	市民税非課税の人(世帯の中に課税者がいる 場合)年金収入等 80 万円以下	56,910 円 (約 4,750 円)
第 4 段階	基準額	市民税非課税の人(世帯の中に課税者がいる 場合)年金収入等 80 万円超	63,240 円 (5,270 円)
第 5 段階	基準額×1.15	市民税課税で合計所得金額が 147 万円未満 の人	72,720 円 (6,060 円)
第 6 段階	基準額×1.25	市民税課税で合計所得金額が 147 万円以上 190 万円未満の人	79,050 円 (約 6,590 円)
第 7 段階	基準額×1.5	市民税課税で合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満の人	94,860 円 (約 7,910 円)
第 8 段階	基準額×1.75	市民税課税で合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	110,670 円 (約 9,230 円)
第 9 段階	基準額×2.0	市民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	126,480 円 (10,540 円)
第 10 段階	基準額×2.1	市民税課税で合計所得金額が 600 万円以上 の人	132,800 円 (約 11,070 円)

4 本市独自の保険料の負担軽減制度

本市では市独自の低所得者対策として、非課税世帯のうち生活が著しく困難で、介護保険料の支払いが難しく一定の要件に該当する場合、申請により保険料を減額する制度を実施しています。

第5期においても引き続き実施するとともに、保険料率の設定にあたり低所得者への一層の配慮を図るため、資産要件を下記のとおり緩和します。

(1) 主な要件

保険料段階が第2段階、特例第3段階、第3段階の人で、以下のすべての要件に該当する人が対象。

収入	○前年の世帯全員の収入が収入基準額以下であること。 ※一人世帯の場合 96万円+家賃負担額（家賃限度額 37.8万円）
資産	○居宅用以外の土地及び家屋を世帯全員が所有していないこと。 ○世帯全員の預貯金等が350万円以下であること。
扶養	○他の世帯の人から扶養されていないこと。

第4期（変更前）	第5期（変更後）
世帯全員の預貯金等が、 <u>200万円以下</u> であること。	世帯全員の預貯金等が、 <u>350万円以下</u> であること。

(2) 軽減内容

第2段階（月額約3,170円）、特例第3段階（月額約3,690円）、第3段階（月額約3,960円）の保険料を、第1段階相当額（月額約2,640円）まで軽減します。

【 第5期介護保険料の増減要因 】

◆保険料基準額



◆増減要因について

